

町民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症について、皆様に改めてお願いを申し上げたいと思います。

町民皆様一人ひとりの基本的な感染対策のご協力により、県内の感染状況は大きく改善し、全国の感染状況も減少傾向にあります。本町においても、5月27日に感染確認されて以降、新たな感染の発表はありません。

感染状況が大きく改善していることを踏まえ、島根県知事から大きく次の3点が要請されています。

1つ目は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行ってください。また、県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や県外の個人宅等に滞在する場合は、家庭でできる感染防止対策を徹底して下さい。

2つ目は、毎日の生活でのマスクの着用やうがい、手洗いなど基本的な感染防止対策を徹底するとともに、「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「居場所の切り替わり」に注意され、発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医に連絡のうえ、医療機関を受診して下さい。

3つ目は、飲食店等の利用について、各店舗においては感染拡大防止対策を徹底して頂き、町民の皆様にも、そうした店舗を利用してください。

感染状況が改善していますが、今後も全国や県内の感染状況を注視し、引き続き警戒する必要がありますので、本町としても、今後イベントや会議等の開催制限を行う場合は、次の基準をもって判断致します。

町内施設等で島根県によるクラスター（集団発生）の認定かつ感染拡大の恐れがある場合については、原則中止または延期、WEB会議等により対応いたします。

また、今後のワクチン接種ですが、4回目接種については、7月中旬から接種が始まります。詳細は、本誌面に掲載していますので、ご確認ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止には、町民の皆様お一人おひとりが常に危機意識を持ち、良識ある行動をとって頂くことが何より大切です。ご自身は勿論、ご家族、周囲の方々など大切な方の命と健康を守る行動をとって頂くことを、私からも強く要請しておきたいと思います。

誰もが感染者や濃厚接触者になり得る状況であるという危機意識を常にお持ちいただき、引き続き感染防止対策を行って頂きたいと思います。

令和4年6月20日

吉賀町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（吉賀町長） 岩 本 一 巳

新型コロナウイルスワクチン予防接種の 手続きについて

新型コロナウイルスワクチン追加接種（4回目接種）が始まります。60歳以上の方、18歳から59歳の基礎疾患がある方には、順次接種に必要な予診票と接種済証をご送付いたします。3回目接種が完了している18歳から59歳の方にもご案内をいたします。

1. 申込み方法

役場から送付される予診票などに同封の新型コロナウイルスワクチン4回目接種申込用紙（以下、申込用紙）をご記入のうえ、返信用封筒にて役場保健福祉課にご返送ください。

3回目接種を完了した60歳以上の方は、全員に順次予診票等をご送付いたします。

3回目接種を完了した18歳から59歳の方は、接種の案内をご送付いたします。接種を希望される方はご連絡ください。

※18歳から59歳の方で、1、2回目接種の際に基礎疾患があると申し出られている方は、4回目接種も該当となる可能性が高いため順次予診票等をご送付いたします。

2. 対象者

コロナワクチンを3回接種した方のうち

- ・60歳以上の方
- ・18歳から59歳のうち基礎疾患がある方（「基礎疾患がある方の基準」参照）
- ・18歳から59歳のうち重症化リスクが高いと医師が認めた方

3. 接種予定

60歳以上の方は7月中旬から接種が始まります。締め切り日までに接種希望をされた方は、3回目接種の順番で希望の接種会場に割り当てます。

4. 接種会場（医療機関のご都合等により、接種曜日、時間は変更する場合があります。）

- ① 六日市病院（月～金曜日、午後2～4時）
- ② 松浦内科胃腸科（月～水、金曜日、午後2～4時）ファイザーのみ
- ③ 小笠原医院（木、土曜日、午後1～4時）
- ④ 栗栖医院（月～金曜日、午前11～12時）ファイザーのみ

5. ワクチンの選択

ファイザー社またはモデルナ社製のワクチンが選択できます。

町保管のワクチン量に差がありますので、申込用紙のワクチン希望は「どちらでもよい」へのご協力をよろしくお願いいたします。

6. 接種費用は無料です。（令和4年9月30日まで）

7. 予約から接種までの流れ

- ①接種を希望する接種会場を決めて下さい。
- ②「申込用紙」をご記入し返信用封筒にてご返送下さい。
- ③後日、予約完了通知がご自宅に届きます。
- ④当日、予約した医療機関で接種を受けてください。
- ⑤予約された内容の変更希望はお早めにご連絡ください。

8. 接種に必要な書類

- ①予診票、接種済証（質問事項は事前に記入ください。）
- ②予約完了通知（予約完了後に役場から送付されます。）
- ③おくすり手帳
- ④本人確認ができるもの（保険証・運転免許証など。）

その他

- 送迎が必要な方は「申込用紙」にご記入ください。毎日送迎はありませんので、3回目接種日の順番にはならないことがあります。
- 町外の接種会場をご希望の場合は、接種会場がある自治体、医療機関等に直接お申し込みください。
- 1～3回目接種も随時受け付けております。ご希望の方はお問い合わせください。
- 申込用紙のご記入が困難な方は電話で受け付けをします。申し込み締め切り日までであれば、3回目の接種日順で予約を受け付けます。

電話番号：0856-77-3050（予約専用）

受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時
（土日祝日は除く）

混雑を避けるため「申込用紙」での予約にご協力ください。

ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

吉賀町役場保健福祉課（ワクチン接種担当）

電話：0856-77-3050

0856-77-1165

基礎疾患がある方の基準

18歳から59歳の方は基礎疾患がある方、重症化リスクが高いと医師が認めた方が接種の対象となります。厚生労働省が示した基礎疾患がある方の基準は次のとおりです。

○次の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ・ 慢性の呼吸器の病気
- ・ 慢性の心臓病（高血圧を含む）
- ・ 慢性の腎臓病
- ・ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ・ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
- ・ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ・ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ・ 染色体異常
- ・ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・ 睡眠時無呼吸症候群
- ・ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

※精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患のある方に該当します。

○基準（BMI30以上）を満たす肥満の方

※ BMI = 体重（kg）÷ 身長（m）÷ 身長（m）

※ BMI30の目安：身長170cmで体重87kg以上、身長160cmで体重77kg以上

～厚生労働省ホームページより～

○なぜ、追加（4回目）接種が必要なのか。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者ほど重症化しやすく、一定の基礎疾患を持つ方についても重症化しやすいことが明らかとなっています。このようなデータや諸外国の動向等を踏まえ、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化予防を目的として、4回目接種を実施することとなりました。

○追加（4回目）接種には、どのような効果がありますか。

感染予防効果は短期間しか持続しなかったという報告がある一方、重症化予防効果は6週間経過しても低下せず維持されていたことや、死亡予防効果を示唆する報告があります。

相談窓口	電話番号
しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」 （全日8：30～21：00）	（0856） 25-7011
吉賀町役場 保健福祉課 （平日8：30～17：15）	（0856） 77-1165

発行／吉賀町新型コロナウイルス
感染症対策本部（役場総務課）
☎0856-77-1111
発行日／令和4年6月20日